

## 日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

### 1. 日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）に係るパブリックコメント実施結果

■意見募集期間 令和6年3月1日（金曜日）から令和6年3月29日（金曜日）まで

■意見提出者 1人

■提出意見数 2件

	項目	意見の内容	市の考え方
1	宣誓可能日時について	<p>現行のパートナーシップ制度では、平日の日中にしか宣誓が出来ず、二人の記念日や縁起が良いとされる日を選ぶことが難しいです。婚姻制度と同じように二人にとって特別な日に宣誓出来るようにした方がいいと思います。対面での宣誓だけではなく東京都のようなオンライン申請も出来るようになれば、プライバシーも守られ宣誓日の平日日中縛りもなくなると思います。色々な方法があると思いますが、宣誓可能日時について今一度ご検討ください。</p>	<p>宣誓については、原則開庁時間内となりますが、特別な事情等で開庁日以外をご希望の場合は事前にご相談ください。対応が可能な場合もあります。</p>
2	一方が死亡した際のパートナーシップ宣誓書受領証返還について	<p>法的効力が無く戸籍上にも繋がりが持てない同性カップルにとって、受領証は二人の関係を証明する大事なものだと思えます。「死んだら返還する」のではなく、「その人と一緒に生きた証」として残しておきたい人もいます。</p> <p>また、死亡後の様々な手続きに際し、パートナーであったという証明が必要な場面（生命保険の給付金申請など）が出てくると思えます。そのような場合にも対応できるよう受領証の返還は強制ではなく、持ち続けたいと希望する人には、返還しなくていいようにしてください。</p>	<p>原則として返還いただく必要があります。パートナーシップ宣誓書受領証等返還決定通知書により通知したにもかかわらず、直ちに返還されない場合は、交付した宣誓書受領証等の番号を市ホームページにて公開いたします。</p> <p>また、死亡後の手続きにおいて宣誓書受領証等が必要な場合は、返還の期日について配慮することも可能ですので、事前にご相談ください。</p>

## 2. 広報にっしん6月号に掲載

**日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について**

パートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活をしている、またはすることを約束しているお二人の関係です。また、ファミリーシップとは、パートナーシップおよびパートナーシップにある人の一方または双方の実子や、養子を始めとした近親者（三親等内の人）を含めた、家族であることを約束している関係です。

令和5年3月から「日進市パートナーシップ宣誓制度」が開始されましたが、令和6年5月から新たに「ファミリーシップ」も追加した宣誓制度が始まりました。

この制度は、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある人々の宣誓を市が尊重し、宣誓書受領証や宣誓書受領カードを交付するものです。

**これまでの経緯**

令和5年3月 日進市パートナーシップ宣誓制度開始

令和5年10月 愛知県内自治体間連携が開始  
(18自治体)

令和6年5月 日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度開始

詳細は市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ



## 3. 令和6年6月1日時点の県内自治体における制度導入状況

35自治体+愛知県が導入済み

## 4. 連携協定の状況

令和5年10月17日～県内18自治体（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、新城市、東海市、大府市、知立市、日進市、田原市、長久手市、幸田町）